

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項の規定に基づく保護変更決定処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し令和2年12月16日付けで行った保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件処分の違法性・不当性を主張している。

交通費が全額認められない為。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和 3 年 1 1 月 2 2 日	諮問
令和 4 年 1 月 1 8 日	審議（第 6 3 回第 3 部会）
令和 4 年 2 月 4 日	審議（第 6 4 回第 3 部会）

第 6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法の補足性の原則

法 4 条 1 項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされ、法 8 条 1 項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする」とされている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた法による保護の基準（昭和 3 8 年厚生省告示第 1 5 8 号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

(2) 保護の種類及び医療移送費

法 1 1 条 1 項は、保護の種類として、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の 8 種を規定している。

このうち医療扶助について、法 1 5 条は、「医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、左に掲げる事項の範囲内において行われる。」と規定し、同条

6号に「移送」を挙げている。

そして、保護基準別表第4・医療扶助基準4によれば、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」とされている。

(3) 移送の給付、要する費用

「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知。以下「本件要領」という。）によれば、「移送の給付については、個別にその内容を審査し、・・・給付を行うものとする。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであること。」（本件要領第3・9・(1)）とされ、そして、給付の範囲については、「被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合」（同・(2)・イ）等とされている。

また、移送に要する費用について、「傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費」とし、「身体障害者等の割引運賃が利用できる場合には、当該割引運賃を用いて算定した額とすること。」とされている（同・(4)・ア）。そして、費用の算定については、「領収書等の挙証資料に基づき、額の決定を行うこと。」とされている（同・(4)・イ）。

(4) 保護変更決定

法25条2項は、「保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない」としている。

そして、法24条9項は同条1項から7項までの規定を、要保護者からの変更の申請について準用するものとしている。

(5) なお、本件要領は、地方自治法 245 条の 9 第 1 項及び 3 項の規定に基づく法の処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、令和 2 年 12 月 15 日、請求人は、同年 12 月の本件病院への通院（4 日分）に係る医療移送費について、処分庁に対し、本件申請書を提出したことが認められる。移送費用の算定にあたっては、「傷病等の状態に応じ、経済的かつ合理的な方法及び経路により移送を行ったものとして算定される最小限度の実費」とし、「身体障害者等の割引運賃が利用できる場合には、当該割引運賃を用いて算定した額とすること。」とされているところ（1・(3)）、処分庁は、請求人が身体障害者手帳を所持していることから、本件申請書に添付された各領収書記載の金額を基に、タクシー利用時の障害者割引運賃（メーター表示額の 10% 割引。10 円未満切捨て）を適用して本件申請に係る医療移送費を算定し、35,970 円の支給を決定したことが認められる。

そうすると、本件処分は、上記 1 の法令等の定めに則って適正に行われたものと認められ、また、保護費（医療移送費）の算定について、違算も認められないから、本件処分に違法又は不当な点があるということとはできない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、上記第 3 のとおり主張する。

しかし、本件処分が法令等に基づく適正なものと認められることについては、上記 2 のとおりであるから、請求人の主張には理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙 (略)